

答案用紙

受験番号

●受験番号、技術部門、選択科目、専門とする事項及び問題番号の欄は必ず記入すること。

技術部門 部門
選択科目
専門とする事項

問題番号 I -

← 解答する問題番号(1又は2)を点線の枠内に必ず記入すること。
○解答欄の記入は、1マスにつき1文字とすること。なお、英字・数字は1マスに2文字を目安とする。

II - 2
市町村における景観計画の策定
(1) 調査、検討すべき事項とその内容について説明せよ。
(2) 留意すべき点、工夫を要する点を含めて業務を進める手順について述べよ。
(3) 業務を効率的、効果的に進めるための関係者との調整方策について述べよ。

●答案用紙の解答欄の枠内に記載した解答のみ採点対象とします。

24字×25字

○解答欄の記入は、1マスにつき1文字とすること。なお、英字・数字は1マスに2文字を目安とする。

1 調査検討すべき事項とその内容

(1) 景観資源の収集・分析

地区の建物や工作物の規制誘導を見据えた①地区の景観形成に資する景観資源を収集・分析②する③

- ① 建物や工作物の規制を見据えるとは、どのような考えなのか抽象的で分かりません。
- ② どのような分析をするのでしょうか。また、調査・検討事項を書くべきところなので、「景観資源を調査する。」

(2) 景観形成における基本方針の検討

地区の景観資源の保全や整備に関する方針を基本方針として取りまとめる④

- ④ 「方針を基本方針として取りまとめる」→「基本方針を取りまとめる。」
また、調査・検討事項を書くべきところなので、「基本方針を検討する。」

(3) 実現手法の検討

景観形成基準の設定や見直しなどによる規制誘導手法、修景補助や環境整備に取り組む街並み環境整備事業など⑤の整備手法等、景観形成の実現に向けた手法を検討する。

- ⑤ 補助メニューを示すのではなく、もっとアウトフレームを説明した方が良いと思います。例えば、「景観法に基づく制度等の活用の考え方」などが考えられます。

(4) 持続的な景観形成方策の検討

景観形成基準を踏まえた届け出行為について、行為者との事前協議を行う仕組みづくり⑥や景観づくりに

○解答欄の記入は、1マスにつき1文字とすること。なお、英字・数字は1マスに2文字を目安とする。

関して参加した団体⑦などの活動を支援する⑧。

- ⑥ これは前述にある規制誘導手法の検討ではありませんか。
- ⑦ 表現がおかしいです。→「景観づくりに関連する団体など」
- ⑧ 調査・検討事項を書くべきところなので、「活動支援策を検討する。」

2 業務を進める手順⑨

(1) 現状把握

地域における歴史的な建築物をはじめとする景観資源や景観木などを把握する。また、景観を阻害する要素、要因が発生する⑩。これを防止するために地区建築物や工作物の規制誘導に留意する⑪。

- ⑨ 景観法では、景観計画に定める項目として「景観計画の区域」「良好な景観の形成のための行為の制限に関する事項」「景観重要建造物又は景観重要樹木の指定の方針」が必須項目として位置づけられています。大前提として、これらの項目がないと景観計画の手順と言えません。
- ⑩ なぜ発生するかも分かりませんし、状況説明になっています。現状把握という手順を書くのですよ。
- ⑪ 現状の規制を把握するということですか。それとも、景観形成の留意事項を書いているのですか。前者であるならば表現を修正すべきで、後者であるならば現状把握の留意事項になっていません。

(2) 方針の決定⑫

景観形成の理念、地区の景観資源の保全や整備に関する方針を景観形成における基本方針として取りまとめる⑬。この時、上位関連計画や各種プロジェクトとの整合や、法規制等に留意する。また、地域の景観に

○解答欄の記入は、1マスにつき1文字とすること。なお、英字・数字は1マスに2文字を目安とする。

関する課題や住民意向把握するためアンケートやワークショップに工夫する^⑭。

- ⑫ 手順がおかしいです。後述の課題整理が先だと思います。現状→課題整理→方針策定の順になります。
- ⑬ 調査。検討すべき事項と内容が一緒です。同じであるなら、「条件等を踏まえ基本方針を決定する。」が良いと思います。
- ⑭ 構文がおかしいです。→「アンケートやワークショップなどを実施し、地域の景観に関する課題や住民意向把握するよう工夫する」
また、この工夫点は現状把握または課題整理での工夫点です。

(3) 問題の抽出

景観形成の基本方針達成のために景観形成基準の設定や見直しなどによる規制誘導手法、修景補助や環境整備に取り組む街並み環境整備事業などの整備手法等、景観形成の実現に向けた手法を検討する^⑮。

- ⑮ 1の(3)と全く同じです。また、見出しは課題の抽出です。要修正。

(4) 対策立案

景観の阻害要因を排除する規制や、美しい街並みを整備するための方針を検討^⑯する。また、建築規制を伴うので住民に対しパブリックコメントを実施する。

- ⑯ 方針検討は、(2)で行うのではありませんか。ここは、対策を書くところです。
- ⑰ ここは、対策を書くところです。パブコメは、別に項目立てしましょう。

3 関係者との調整方策

○解答欄の記入は、1マスにつき1文字とすること。なお、英字・数字は1マスに2文字を目安とする。

(1) 検 討 会 の 設 置

学 識 者 や 地 域 団 体 な ど 、 景 観 に 関 す る 検 討 委 員 会 を
開 催 し 本 計 画 内 容 に つ い て 検 討 ・ 策 定 を 行 う ⑱

⑱ 構文がおかしいです。構成メンバーを列記しているので、後述は組織に関する説明をしましょう。前回は指摘しましたが、策定するのは、自治体ではないですか。付属機関としての組織ならば、自治体が諮問し委員会が答申するといった関係になるのではないのでしょうか。

(2) 地 元 説 明 会 ・ ヒ ア リ ン グ

計 画 早 期 ⑲ から 地 元 説 明 会 を 開 催 し 合 意 形 成 を 図 る
⑳ 。 ま た 早 期 に 地 域 住 民 へ ヒ ア リ ン グ を 行 い 、 ヒ ア リ
ン グ で 出 た 意 見 は 、 計 画 を 見 直 す 際 に 反 映 す る ㉑ 。

- ⑲ →計画の初期段階
- ⑳ 何の合意形成を図るのですか。
- ㉑ 前文との違いが良く分かりません。

(3) ワ ー ク シ ョ ッ プ

住 民 等 と の 合 意 形 成 を 図 る た め 、 ワ ー ク シ ョ ッ プ ㉒
等 の 開 催 に よ り 、 計 画 の 検 討 及 び 素 案 の 各 段 階 に お い
て 住 民 意 向 を 十 分 に 把 握 ・ 反 映 ㉓ す る 。 以 上

- ㉒ 何の合意形成だか分かりませんが、合意形成は地元説明会で図るのではないのですか。不整合です。
- ㉓ b) と c) の違いが分かりません。異なる手段を述べているのですから、得られる効果に違いが無いのであればどちらかで良いのではと思われてしまいます。手段の特徴を説明し、異なる効果を示しましょう。